

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月24日(火) 午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (9人)

会長	1番	星山隆啓		
委員	3番	日下正人		
	4番	笠井博美		
	5番	國原和彦		
	6番	長江操		
	7番	大西克史		
	8番	森本允補		
	9番	大仲香織		
	10番	松長護		
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番	河原功	
	嵯峨地区	12番	大岩和久	
	宮前東地区	13番	池田吉信	
	宮前西地区	14番	中野實	

4. 欠席委員 (1人) 2番 山本光雄

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 池上美紗子

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成30年4月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日、山本光雄会長職務代理者より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、10名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、9番 大仲香織委員、10番 松長護委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第1号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページから2ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案11件でございます。議案第8号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成30年4月13日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が9件、新規の利用権設定の計画が2件で、面積は12,050㎡です。

前回保留分が2件あります。議案書3から始めさせていただきます。最後に1、2という順番でよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXXXXXX6番、現況 畑、87.2㎡で、利用目的はキウイフルーツです。始期は平成30年5月1日から終期は平成35年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

- 議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 10番 場所は、山の中で分かりにくいですが、■■■■地区を上がって行ったらここになります。借り主の■■■さん。熱心な方で新規就農から始まって、キウイの他にすだちもしたいということで、土地があったら貸してくれませんか。という要望も聞いております。■■■さん、■■■に嫁いで、家は誰も居ません。使用貸借の再設定という事で、問題無いと思います。
- 議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
- 議 長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■ 3番1、現況 樹園地、980㎡ほか3筆で、利用目的はすだちです。借賃については、10aあたり10,418円であり、4筆で20,000円になります。始期は平成30年5月1日から終期は平成32年4月30日の2年契約です。
- なお、この案件は同一人物で平成27年3月1日から平成30年2月28日まで利用権の設定をしており、契約年数以外は同一の条件です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 9番 場所は、府能トンネルに向かって行く道から■■■■地区に入る道を入れて、山の上に向かう道筋にあります。■■■さんは、今現在すだちと水稲と、みかんをやっています。■■■さんのお父さんが亡くなってからすだちをする方が居なくなったので、■■■さんがやるようになりました。期限が切れていったということで、新規という事で、まだ後2年だったら作れるという事です。よろしくお願いします。
- 議 長 補足です。いったんはやめていたのですが、集落協定の方に入っていてすでに現金をいただいていますのでやめられないという事で、私が会計をしているので、どうしますか、と聞いた所、引き続きやりますという事で、引き受けてくれた状態であります。
- 議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
- 議 長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号5の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]50番1、現況 畑、91㎡、下字下野51番1、現況 畑、168㎡で、利用目的は菜の花です。借賃については、10aあたり米60kgになります。始期は平成30年5月1日から終期は平成35年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

11番 場所は、徳島方面に向かって走りましたら信号があります。それを右に降りて寺谷・小松島方面に向かいます。落合橋の手前を北へ降りた所にあります。貸借人の元は兄妹です。妹の主人が他界されまして、口頭での貸し借りだったのが農業委員会へ申し出をしてくれています。耕作での問題が若干ありますが、兄妹という事もありますので問題無いと思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号6についてですが、農業委員自身に関する事項が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係する委員はこの議案に関与することができませんので、退室をお願いいたします。

([REDACTED]委員 退室)

整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号6の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]9番、現況 田、892㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり米34kgであり、1筆で米30kgになります。始期は平成30年5月1日から終期は平成40年4月30日の10年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

11番 先程の落合橋を渡ったらすぐ三叉路にかかります。ここへ行く道ですが寺谷方面行きましたら、右に菅沢大橋が見えます。橋の見える入り口のすぐ下に道があります。農道ですが降りた所から7枚田んぼがあります。8枚目が寺谷9です。すべて水田です。周辺ですが11枚の田んぼがあります。6枚までが耕作しています。再設定10年は長すぎると思います。

何で10年にしたかと言いますと、再設定で、電話一本で事務局と決めたと聞いております。

事務局 再設定の時、前回は何年契約でしたかというのを聞いてしております。

基本的には再設定の時、年数は空欄でしています。毎回変更になる可能性のある所については空白にしています。基本的に、事務局から年数を指定することはありません。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

14番 5年ぐらいで良いのではないですか。

事務局 貸し主との意見も聞いておかないといけません。

いったん保留にしておいて、二人でもう一度話をしてもらって。

議長 整理番号6については、ひとまず保留ということで。異議ありませんか。
(異議なし)

整理番号6は保留ということで決定いたしました。

(入室)

続いて整理番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号7の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、 さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、 さんです。土地の所在地については、 33番、現況 田、1、484㎡で、利用目的は水稲です。借賃については、10aあたり米50kgになります。始期は平成30年5月1日から終期は平成35年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

13番 場所は、健祥会の斜め奥になります。 さん、イチゴしてます。問題無いと思います。

議長 それでは、整理番号7について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号7は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号8について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号8の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、 さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、 さんです。土地の所在地については、 23番1、現況 田、1、051㎡で、利用目的は水稲です。始期は平成30年5月1日から終期は平成35年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

事務局 以前、■■■さんが借りていて1月に合意解約しました。後する人を探していたのですが、今回■■■さんでお願いすることになりました。■■■さん、以前もこの土地で作物作っていましたのでお願いすることになりました。以上です。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

14番 ■■■さん、何歳ですか。5年大丈夫ですか。

事務局 ■■■さんの所があまり農家していないので、昔やっつる方をお願いしたのかと思います。

8番 これからもこういった例が出てくるかと思いますが、基準はありますか。

議 長 出来なくなったら途中で解約出来ます。

14番 タダで貸したけども、年とって出来なくなり、購入してもらえないだろうか、という話も出ています。もし借り手が出来なくなって放棄地にしてしまったら困るし、戻すとかいう話になったら困ります。これからもこういった問題出てくると思います。

事務局長 いざとなったら合意解約という事も出来ますし、5年の所3年で無理になったら合意解約という事も出来ます。

議 長 それでは、整理番号8について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号8は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号9について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号9の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■さんです。土地の所在地については、■■■75番地1、現況 畑、655㎡で、利用目的はねぎです。借賃については、10aあたり80,000円であり、1筆で52,400円になります。始期は平成30年5月1日から終期は平成35年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。私の方から説明します。

場所は資料5ページです。中辺橋を南の方に行って、一つ目の道の北側にあります。ネギのハウスが4棟立っております。そのうちの2棟が■■■さんの土地で、残り2つは■■■さんの土地です。同じようにネギを作っています。息子さんが主に作っています。ネギ部会の会長されています。熱心にやっています。よろしくをお願いします。

ただいま説明しましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号9は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号10について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号10の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]52番、現況 田、492㎡で、利用目的は水稲です。借賃については、10aあたり12,600円であり、1筆で6,200円になります。始期は平成30年5月1日から終期は平成31年4月30日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3番 場所は、6ページになります。大宮神社から神山方面へ進んで、2つめの潜水橋を渡って行った所に[REDACTED]さんのイチゴのハウスが3棟ぐらいありますが、そのちょうど裏側です。[REDACTED]さん、高齢ですがイチゴ熱心にやっています。[REDACTED]さん、同級生でおかしい作物植えられても困るので、しゅしゅ借りたとの事でした。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号10について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号10は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号11について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号11の権利の種類につきましては使用賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]97番、現況 田、1,105㎡で、利用目的は水稲です。始期は平成30年5月1日から終期は平成35年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3番 場所は、根郷の集会所を曲がって橋を渡った十字路を嵯峨方面にまっすぐ行った所に、イチゴのハウスが6連棟ぐらいあります。その裏になります。[REDACTED]さん高齢ですけど、息子さんが退職されて今してます。問題無いと思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

3番 今年早期退職されてます。

議長 それでは、整理番号11について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号11は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続いて保留になっていました整理番号1の権利の種類につきましては、賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■33番1、現況 田、812㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり9,853円であり、1筆で8,000円になります。始期は平成30年5月1日から終期は平成31年4月30日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、整理番号1につきましては、前回の総会で保留となった案件です。保留の理由としましては、利用権の設定を受けている■■■■さんの稲作の水管理が地元関係者と問題になっていることで、地元水利組合を含めて状況を再度確認するためです。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

11番 先程お話いたしました落合橋が拠点になるのですが、手前の農道を降りましたら放棄地があります。放棄地の手前に園地があります。前回総会時にストップしておりました案件です。4月15日に水利組合で用水清掃が行われまして、その後で総会が行われましてこの問題が持ち上がりました。地元農業委員さんからの排水路の問題と水稻栽培の話をされたという事で、本人納得されまして改善するという事で、耕作を続けたいという話をされました。組合の方も1年でなく、もう少し長く取り扱って欲しいという申し出を行いました。また、放棄地と土地所有者が同じですので、一緒に耕作して欲しいという話も出ました。しかしながら本人は、村内に住んではいますが単身で来ておりますので、近くに水田等が出た場合はそちらにチェンジしたいという意見です。だから、1年という事で水利組合に納得してもらえないかなとお諮りしましたところ、水利組合もそういった条件であれば再度受け入れるという事でご報告いたしますと共に、ご当地に居られます農業委員さんには大変お世話になりました事をご報告させていただきます。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■34番1、現況 畑、1,485㎡、■■■■■■■■■■36番1、現況 田、306㎡、■■■■■■■■■■55番 現況 田、

717㎡で、利用目的はしそ、水稻です。借賃については、10aあたり20,000円であり、3筆で50,160円になります。始期は平成30年5月1日から終期は平成35年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、整理番号2につきましても、前回の総会で保留となった案件です。保留の理由としましては、利用権の設定を受けている■■■さんが■■■さんに賃料を支払っていないこと、今回の再設定も賃料の支払いをしないならば、賃借権ではなく、使用貸借権にするべきではないのかと指摘がありました。

前回の総会后に事務局から所有者である■■■さんの代わりに書類等のやり取りをしている■■■さんの娘さんの■■■さんに総会で保留になったことを伝えました。■■■さんからは、■■■さんは3月31日に賃料の支払いをすると約束をしているとのことでしたので、4月以降に連絡すると伝えて電話を終了しました。4月に事務局から連絡しますと■■■さんからは支払がなかったと報告がありました。今後のことについて、■■■さんと協議しましたら、■■■さん側には農地を耕作することができないので、是非■■■さんに耕作を続けていただきたいので、今後も農地をきちんと管理してすることを条件に過去の賃料の放棄と今回の再設定も使用貸借権でもかまわないとのことでした。この旨を■■■さんに報告しますと賃料を支払わないわけにはいかないので、21日までに支払うことを約束しました。その後■■■さんにその旨を伝えました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

11番 この件も私が説明します。3月にストップしていた議案です。最初に4月2日に話があったという事を聞きました。再度詳しく説明いたしますと、場所は■■■さんの土地の背中合わせにあたります。期間がきましたら、昔の言葉で言いますと年貢を支払わなければならないでしょという事で、当初は一括で支払うという事でしたが支払われず、■■■さんはご家庭内でも孤立されておりまして、家族は趣味でしているので放っている、知らないという事で話になりません。過去にも同様の問題が持ち上がりましたけれど、個々の借地の件には立ち入らないという事を委員会が言われていまして完全に無視しています。

他に耕作する方居ないのか、という事を私の方でも探しました。一ノ瀬、尾境、高樋では誰一人として農業するという方は居ません。この状況を見越してか、たかをくくっています。

別の在所で聞きますと、非常に仕事熱心で良くやってくれていると。私も判断出来ません。再設定という事ですが、荒れ地・放棄地には絶対しないようにと、委員会での確約が必要かと思えます。何も出来ない農業委員会では意味が無いと考えます。よろしくご審議お願いします。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

- 8 番 ■さん作った所、稲と稗と共同で作っているような所です。
除草剤せずにやりっ放しです。几帳面にしてくれたら文句無いんですけど。
田植え、7月になってからしてます。
- 事務局 去年の農地パトロールの時は、確か息子さんがシソをしていたと思います。
息子さんはちゃんと農業しています。
- 11番 息子さん、ある企業にお昼までの仕事行ってます。電話もつながらない状態
で、奥さんとも会計は別です。ノータッチです。
作るどうのこうのじゃなくて、無償になっていますからね。タダで貸せますよ、と。
- 事務局 タダで貸す話ですが、■さん側の債権放棄しますよタダ貸しでも良いです
よという話を■さんにした時に、■さんとしては使用貸借権は乗り気
ですが過去の債権は払うという事でしたので、最後7万円払ってから使用貸
借にしたらと伝えたいのですが連絡とれない状態です。■さんは無償でも
良いという事ですが、連絡とれてないので返事もらえていません。
- 議長 何年借りているのですか。
- 事務局 5年です。■さんはご夫婦高齢ですし、荒らしたら周りに迷惑かけるの
でタダが良いです。過去の債権放棄しても良いです、との事です。
- 議長 とりあえず保留にして、次回どのような対策で行きますか。結局管理が
出来ていないという事ですよね。
- 事務局長 ■さんは出来ないのをお願いしたいという事ですが、それは委員さんが
■さんに話してもらう事になります。
- 事務局 無料にすると■さんは言っています。■さんからの最後の確約の話は
もらっていませんので。
- 事務局長 事務局はその決定権はありません。伝える事は出来ますけど。
- 議長 とりあえず保留にして、ある程度条件つけて管理出来てなかったら止めま
すよという契約は出来ませんか。
- 9番 これからお米の時期になりますが、来月定例会かけるまでに■さんが払
っているという可能性もありますよね。
- 議長 期間が5年とかなってるけど、1年とか2年を試してみてもどうですか。
とりあえず保留にしといて、使用貸借権の使用期間を2年ぐらいにしてみ
てはどうですか。
- 11番 その間に中間管理機構に働きかけて。
- 議長 それでは整理番号2については保留という事で。
次回、使用貸借権で期間を2年ぐらいにして再度申請する形でお願いした
いと思います。いかがでしょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号2は保留という事で決定いたしました。
次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。
- 事務局 特にありません。

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年4月総会を閉
会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 大仲 香織

佐那河内村農業委員会委員 松長 護